

第3回総会議事録

<開催日> 令和2年10月8日（木曜）

<開催場所> 木更津市役所 朝日庁舎（会議室A1・A2）

<会議に付した議案等>

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 報告第161号～報告第189号

農地法第3条の3届出

8件

農地法第4条届出

1件

農地法第5条届出

20件

日程第3 報告第190号～報告第196号 農地の転用事実等に関する照会

7件

日程第4 議案第117号～議案第124号 農地法第3条許可申請

8件

日程第5 議案第125号～議案第132号 農地法第5条許可申請

8件

日程第6 議案第133号

木更津市農用地利用集積計画の決定について
（令和2年度第6次計画分）

1件

日程第7 議案第134号

農用地利用配分計画案に対する意見について

1件

<出席委員>

1 番	山口 登志雄	2 番	山口 進	3 番	杉山 孝
		5 番	齋藤 洋一	6 番	小川 均
7 番	篠田 一男	8 番	平野 眞一	9 番	金子 一夫
		1 1 番	庄司 英実	1 2 番	江尻 幸子
1 3 番	高橋 勇	1 4 番	清水 宏益	1 5 番	林 憲司
1 6 番	吉田 和義	1 7 番	安藤 一男	1 8 番	地曳 昭裕
		以上	1 6 人		出席

<遅刻委員> 無し

<欠席委員> 4 番 竹内 和雄 1 0 番 地曳 功一

<傍聴者> 無し

<農林水産課>

主任主事 渡部 千絵

<事務局出席者>

事務局長	小泉 博	副主幹	加藤 進哉	主任主事	吉野 慶太
主任主事	杉沢 謙太郎				

〈午後 3 時 0 0 分開会〉

委員の皆様には、お忙しいところ、総会への出席を頂き、ありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症対策として、時間短縮のためにも、スムーズな議事進行に、ご理解ご協力を頂きたいお願い申し上げます。

それでは、ただ今から、第3回総会を開催いたします。
本日の出席委員は16名であり、会議は成立していることを報告いたします。
なお、議席4番竹内委員及び議席10番地曳功一委員から欠席の届け出がありました。
また、本日、議案説明のため農林水産課職員の出席を依頼しましたので、よろしくお願いいたします。
本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書記載のとおりです。

それでは、日程に入ります。
日程第1 議事録署名委員の指名につきましては、議席1番山口登志雄委員と議席12番江尻幸子委員を指名いたします。
書記には事務局職員、吉野主任主事を任命いたします。

次に、日程第2 報告第161号から報告第189号、3ページから10ページの農地法第3条の3の届出8件、農地法第4条の届出1件、農地法第5条の届出20件についての報告でございます。

本件は、事務局長専決に基づくものであり、事務局長から報告を受け、これを受理したので報告いたします。

次に、日程第3 報告第190号から報告第196号、11ページの農地の転用事実等に関する照会7件についての報告でございます。

本件は、法務局や税務署より農地の現況や転用許可の有無等の照会に対して、調査結果等を報告するものであり、調査結果等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、日程第4 議案第117号から議案第124号、12ページから14ページの農地法第3条の許可申請8案件について、議題に供します。

初めに、議案第117号から議案第123号の7案件について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

議案第117号から議案第123号、農地法第3条許可申請7案件について、ご説明いたします。

なお、事務局説明後、地区担当委員の方からは、農地法第3条第2項の許可要件のうち該当する第1号の全部効率利用要件、第4号の農作業に常時従事する要件、第5号の耕作地の面積が50アール以上の要件、第7号の権利を取得する農地が農地の集団化、農作業の効率化等、周辺地域における効率的かつ総合的な利用に関する要件等について、補足説明をお願いします。

初めに議案第117号ですが、申請箇所は、3条位置図1の高柳地先の農地になります。
農業経営の拡張を図る譲受人と、遠方のため耕作が不能な譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第118号ですが、申請箇所は、3条位置図2の高柳地先の農地になります。
農業経営の拡張を図る譲受人と、後継人がいない譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

なお、農地法第3条第2項第5号の耕作地の面積が50アール以上の要件については、耕作面積がたりていませんが、議案第133号、木更津市農用地利用集積計画の計画2番及び計画3番の案件で759平方メートルを集積する計画であるため、本案件の面積を合計すると50アールを超えるものとなります。

事務局

続いて、議案第119号ですが、申請箇所は、3条位置図3の真里谷地先の農地になります。
農業経営の拡張を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第120号ですが、申請箇所は、3条位置図4の牛込地先の農地になります。
農業経営の拡張を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第121号から議案第123号ですが、譲受人が同一のため一括して説明いたします。

申請箇所は、3条位置図5-1から5-3の矢那地先及び井尻地先の農地になります。
農業経営者資格を取得し新規就農するため、農地を探す譲受人の要望により、譲渡人と協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

なお、新規就農となる譲受人については、9月25日に地区担当委員などの関係委員による事前審査会を実施し、面接による聞き取り調査を行ったところ、新規に就農することについて問題は無いとなりました。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
初めに、議案第117号及び議案第118号については、私から説明いたします。

安藤委員

議案第117号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。
本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。
譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間家族で約270日で、約5,649平方メートルの農地を家族2人で耕作しています。
農業機械は耕うん機・農業用トラック等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。
申請地は田及び畑で、田では水稻を、畑はたまねぎを作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。
以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、議案第118号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。
本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。
譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約300日で、約3,506平方メートルの農地を家族3人で耕作しています。下限面積要件については、農地法第3条の許可申請で農地取得後も50アール以上の要件を満たせていない状況ですが、同時に提出された農用地利用集積計画の農地を合わせると下限面積要件を満たすことになります。
農業機械はトラクター・田植え機・粃攪り機等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。
申請地は田で、水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。
以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、議案第119号について、金子委員をお願いします。

金子委員	議案第119号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。 譲受人は市内に住所を置く法人であります。農作業に従事する取締役は年間約300日であり、34,103平方メートルの農地を役員3人と臨時雇用者5人で耕作しています。 農業機械は軽トラック・ユンボ・耕うん機を所有しております。 申請地は田ですが、現況は畑であり、耐寒性バナナの作付けをするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われれます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第120号について、高橋委員お願いします。
高橋委員	議案第120号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。 譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約300日で、約25,638平方メートルの農地を家族3人で耕作しています。 農業機械はトラクター・耕うん機・農業用トラック等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。 申請地は畑で、レモンを作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われれます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第121号から議案第123号について、地曳昭裕委員お願いします。
地曳昭裕委員	議案第121号から議案第123号について譲受人が同一のため、一括してご説明いたします。 本件は新規に農業経営を開始するため申請がされたものです。 譲受人は、農業従事日数は年間約60日を予定しておりますが、2・3年後には、年間180日を確保すると聞いております。面積は、5,211.63平方メートルの農地を家族2人で耕作する計画です。 農業機械はトラクター・耕うん機・農業用トラック等を所有しています。 申請地の現況は畑で、みかん及び梅を作付けする予定です。 周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われれます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。 ご意見等も無いようですので、初めに、議案第118号を除く、議案第117号から議案第123号の6案件について、一括で採決したいと思います。ご異議はございませんか。 〈 異議無しの声 〉 ご異議も無いようですので、採決いたします。

議長

議案第118号を除く、議案第117号から議案第123号、農地法第3条の許可申請6案件について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第118号を除く、議案第117号から議案第123号は許可と決定いたします。

続いて、議案第118号について、採決いたします。

なお、議案第118号、農地法第3条の許可申請は、日程第6 議案第133号、木更津市農用地利用集積計画の決定についてと関連案件であるため、同案件が決定され効力が発生した場合、許可することに賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第118号は、議案第133号の効力が発生した場合、許可と決定いたします。

続いて、議案第124号について、審議いたします。

なお、議案第124号は、次の日程第5 15ページの議案第125号、農地法第5条許可申請、転用を伴う使用貸借権設定と関連案件であるため、議題に供し併せて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第124号の農地法第3条許可申請及び議案第125号の農地法第5条許可申請について、関連案件になりますので合わせてご説明いたします。

申請箇所は、転用位置図5-1の牛袋地先の農地になります。

初めに、14ページの議案第124号、農地法第3条許可申請について、ご説明いたします。

議案第125号の農地転用許可により建築をしようとする専用住宅の排水管を接続する農地に埋設するため、排水管敷設部分について、区分地上権を設定して排水管敷設の権利を確保しようとするものであります。農地の地表を使用するものではないことから、農地法第3条許可の対象とされております。

また、区分地上権とは、一定の土地の地下又は空間につき範囲を定めてその部分のみに設定する地上権であり、民法第269条の2に定められております。

続いて、15ページの議案第125号、農地法第5条許可申請について、ご説明をいたします。

申請目的は、専用住宅用地として転用するもので、農地転用を伴う使用貸借権設定の許可申請となっております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し金融機関の借入金で賄う計画であり、住宅ローン申込書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和3年4月30日で完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業着手するものと思われま。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為許可申請書も添付され、確認したところ問題ないものと思われま。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の齋藤委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

齋藤委員

申請地の調査、申請者及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたのでご説明いたします。

議案第124号と議案第125号は関連案件ですが、許可基準が異なりますので、順次ご説明いたします。

はじめに、議案第124号、農地法第3条許可申請から説明いたします。

この案件は、議案第125号の農地法第5条許可申請に付随する案件であり、住宅建築に伴い農地に排水管を埋設して排水路を確保するものです。

区分地上権については、事務局が説明したとおりですが、排水管を通す農地は耕作をしておらず、また、排水先も既設の側溝のため農業用水及び農業用施設のほか周辺農地に影響を与えるものではないと思われますので、適当であると判断いたしました。

続いて、議案第125号、農地法第5条許可申請についてご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周辺は譲受人の親族の所有地であり、耕作もしていないため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は自然浸透で処理し、汚水等は、新設する合併浄化槽で処理した後、用悪水路へ排水するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する営農中の農地はないため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地はないため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

初めに、議案第124号について、採決したいと思います。ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、採決いたします。

議案第124号、農地法第3条許可申請について、議案第125号、農地法第5条許可申請が許可された場合、許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手多数であります。

よって、議案第124号は、議案第125号が許可された場合、許可と決定いたします。

続きまして、議案第125号について、採決したいと思います。ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

議長

ご異議も無いようですので、採決いたします。
議案第125号、農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。
よって、議案第125号は、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第5 議案第126号から議案第132号、15ページから16ページの農地法第5条の許可申請7案件について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第126号から議案第132号、農地法第5条許可申請の7案件について、ご説明いたします。

初めに、議案第126号ですが、申請箇所は、転用位置図5-2の長須賀地先の農地になります。

申請目的は、寄宿舍として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は■■■■■■■■円となっており、それに対し金融機関からの借入れで賄う計画であり、融資可能証明願いにより確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和3年3月31日までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為許可の事前協議書も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第127号ですが、申請箇所は、転用位置図5-3の永井作地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、農地転用を伴う賃借権設定の許可申請となっております。

農地区分については、鉄道駅からおおむね500メートル以内の区域であるため、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し金融機関からの借入れで賄う計画であり、金融機関の融資証明により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和3年3月31日で完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知書の写し等も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第128号ですが、申請箇所は、転用位置図5-4の真里谷地先の農地になります。

事務局

申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、農地転用を伴う賃借権設定の許可申請となっております。

農地区分については、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和2年12月31日までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知書の写し等も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第129号から議案第132号ですが、場所はそれぞれ異なりますが、転用事業者及び転用の内容がほぼ同一ですので、一括して説明いたします。

申請箇所は、転用位置図5-5から5-8の真里谷及び茅野地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、議案第129号から議案第131号については農地転用を伴う所有権移転、議案第132号については転用を伴う地上権設定の許可申請となっております。

農地区分については、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は4ヵ所で合計約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和3年3月25日で完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知書の写し等も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

初めに、議案第126号及び議案第127号について、山口進委員をお願いします。

山口進委員

議案第126号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水は合併浄化槽で処理し、雨水は最終柵で集めた後、市管理の排水路に放流するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、議案第127号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われま

す。次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われま

す。次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、隣接する営農中の農地は無い

ため問題はないと思われま

す。次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、太陽光パネルの設置のみであり、高さは2メートル程度であるため問題はないと思われま

す。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、機材を分け軽トラックで運び、破損等がないように工事を行って

いくため問題はないと思われま

す。以上ことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

すので、当該申請は適当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、議案第128号から議案第132号について、小川委員お願いします。

小川委員

議案第128号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われま

す。次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われま

す。次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、道路に面しており、耕作に支障は起こらないと思われ

るため問題はないと思われま

す。次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、太陽光パネルの設置のみであり、高さも2メートル程度であるため問題はないと思われま

す。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われま

す。以上ことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

すので、当該申請は適当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、議案第129号から議案第132号についてですが、場所はそれぞれ異なりますが、転用事業者が同一であり、周辺の土地状況も大差はないため、一括して報告をいたします。

各申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われま

す。次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われま

す。次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、道路に面しており、耕作に支障は起こらないと思われ

るため問題はないと思われま

す。次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、太陽光パネルの設置のみであり、高さも2メートル程度であるため問題はないと思われま

す。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われま

小川委員

われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われしますので、当該申請は適当と判断いたしました。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。
ただ今の事務局の説明並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

ご意見等も無いようですので、議案第126号から議案第132号の7案件について、一括で採決したいと思います。ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、採決いたします。
議案第126号から議案第132号、農地法第5条の許可申請7案件について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。
よって、議案第126号から議案第132号は、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第6 議案第133号、17ページから30ページの木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和2年度第6次計画分を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第133号、木更津市農用地利用集積、令和2年度第6次計画の決定について、ご説明いたします。

本案件は、令和2年9月24日付けで、木更津市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、当該計画の決定を求められているものであります。

それでは、議案書の利用明細書に沿って説明いたします。

今回の計画は、計画1から計画34までとなっております。

利用目的は、計画1から計画3、計画5から計画34が水稻を計画4が施設園芸でいちごを作付けする計画となっております。

利用権設定の種類は計画1から計画3、計画5から計画34まで賃借権の設定、計画4が所有権の移転となっております。

利用権設定期間は、計画1が3年、計画2及び計画3、計画5から計画20、計画22から計画28、計画30及び計画31、計画33及び計画34が10年、計画21、計画29及び計画32が5年となっております。

計画合計数は、104筆71,036平方メートルとなっております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
初めに、計画1番について、篠田委員をお願いします。

篠田委員

私からは、計画番号1番についてご説明いたします。
本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。
利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されている

篠田委員	とおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことでもあります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	続いて、計画2番から計画4番について、地曳昭裕委員お願いします。
地曳昭裕委員	初めに、計画番号2番及び計画番号3番について、利用権の設定等を受ける者が同一のため一括してご説明いたします。先程の、議案第118号に関連する案件です。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことでもあります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 続いて、計画番号4番についてご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、買い受けるものです。 所有権の移転を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、施設園芸でいちごを作付けするとのことでもあります。 以上のことから、買受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	続いて、計画5番から計画32番については、私から説明いたします。
安藤委員	初めに、計画番号5番から計画番号20番について、利用権の設定等を受ける者が同一のため一括して、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことでもあります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 続いて、計画番号21番から計画番号32番について、利用権の設定等を受ける者が同一のため一括してご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことでもあります。

安藤委員	以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	続いて、計画33番について、杉山委員お願いします。
杉山委員	私からは、計画番号33番についてご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	続いて、計画34番について、齋藤委員お願いします。
齋藤委員	私からは、計画番号34番についてご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。 ご意見等も無いようですので、採決いたします。 なお、本案件の第6次計画分には、■■■■と、■■■■にかかる計画がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の「議事参与の制限」により、■■■■と■■■■は、■■■■■■■■をお願いします。 それでは、採決いたします。 議案第133号、木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和2年度第6次計画分を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 〈 全員挙手 〉 挙手全員であります。 よって、議案第133号は、原案のとおり決定しましたので、市長宛にその旨を回答するものといたします。 それでは、退席されております■■■■、■■■■には、お戻り願います。

議長	次に、日程第7 議案第134号、31ページから33ページの農用地利用配分計画案に対する意見について、議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第134号、農用地利用配分計画案に対する意見について、説明いたします。 本案件は、令和2年9月24日付けで、木更津市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、当該計画案に対する意見を求められているものであります。 それでは、計画の内容について説明いたします。 今回の計画は、計画1のみとなっております。 利用目的は、水稻を作付けする計画となっております。 設定する権利の種類は、賃借権の設定です。 権利の存続期間は令和10年11月30日までとなっております。 計画数は、合計5筆7,829平方メートルとなっております。 なお、計画の詳細は担当課の農林水産課より説明いたします。 以上で、事務局からの説明を終わります。
議長	続いて、農林水産課職員の説明を求めます。
農林水産課職員	農林水産課より配分計画の意見聴取について、補足の説明をさせていただきます。 計画番号1番のみになり、大寺地区の農地になります。 本配分計画は、農地を借りていた法人が他の地区を耕作するにあたり労働力の確保が難しく耕作が出来ないと判断したため、当該農地の配分計画の中途解約を行い、地区の別の経営体に再配分を行うものです。 農林水産課からの補足説明は以上となります。
議長	続いて、地区担当委員の杉山委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
杉山委員	私からは、計画番号1番について説明いたします。 本件は、農業経営の拡張のため借り受けるものです。 権利の設定を受ける者の経営の状況、耕作している農用地の面積、農機具の保有状況については、スクリーンに映し出されているとおりとなっており、効率的に利用するものと思われま す。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることとあります。 以上のことから、本件は、問題ないものと判断しました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局並びに地区担当委員及び農林水産課職員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。 ご意見等も無いようですので、採決いたします。 議案第134号、農用地利用配分計画案に対する意見について、意見無いものと決定することに賛成の方は挙手願います。 〈 全員挙手 〉 挙手全員であります。 よって、議案第134号は、意見無いものと決定しましたので、市長宛にその旨を回答するものといたします。

議長

これにて、本日の報告事項並びに議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、第3回総会を閉会といたします。

なお、終了時間は、午後3時52分であります。

以上をもって議事の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和2年10月8日

議 長

安 藤 一 男

議事録署名委員

山 口 登 志 雄

江 尻 幸 子